

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)

第十一条 次に掲げる政令の規定中「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に改める。

一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七条の第二項第二号

二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第四条の第二項第二号

三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六条の第二項第二号

四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)第六条の第二項第二号

五 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百二十七号)第五条の第二項第二号

(関税込率法施行令の一部改正)

第十二条 関税込率法施行令(昭和三十九年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の第二項中、「第二条第二項第三号の二若しくは第四号」を、「第二条第二項第四号」に改める。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中、「第五条第二十四項」を、「第五条第二十四項」に改める。

(駐車場法施行令の一部改正)

第十四条 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号八中、「知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設」を、「児童発達支援センター」に、「さく」を「柵」に改め、同号へ中、「縦断勾配」を、「縦断勾配」に改め、同項第三号中、「さく」を「柵」に改め、同項第五号イ中、「駒止め」を「駒止め」に改める。

(国家公務員宿舎法施行令の一部改正)

第十五条 国家公務員宿舎法施行令(昭和三十二年政令第三百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号八及び第九条第一号二中、「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第十六条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「同条第十項」を、「同条第九項」に改める。

第三条中、「同条第九項」を、「同条第八項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改める。

第四条中、「第五条第十一項」を、「第五条第十項」に、「同条第十七項」を、「同条第十六項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第十七条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(内)の項口中、「知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設」を、「障害児入所施設」に、「第五条第九項」を、「第五条第八項」に、「第十一項」を、「第十項」に改め、同項八中、「知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設」を「通所施設に限る。」、肢体不自由児施設(通所施設に限る。))を「児童発達支援センター」に改め、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設の下に、「児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第六条の第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを」

設(児童発達支援センターを除く。))を加え、第五条第七項から第九項まで、「第五項第七項、第八項、第十項」に、「第十四項から第十七項まで」を、「第十三項から第十六項まで」に改め、「児童デイサービス」を削る。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第十八条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号を削る。

第二条中、「児童デイサービス」を削る。

(豪雪に際して地方公共団体がなう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十九条 豪雪に際して地方公共団体がなう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和三十九年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改める。

(公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和三十九年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「知的障害児施設」を、「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設」を、「児童発達支援センター」に改め、同条第三号中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改め、同条第四号中、「同法第四十二条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十二条の四に規定する重症心身障害児施設」を削る。

(著作権法施行令の一部改正)

第二十一条 著作権法施行令(昭和三十九年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中、「知的障害児施設及び盲ろうあ児施設」を、「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同号子中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改める。

(防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第二十二条 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和三十九年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中、「知的障害児施設」を、「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設、同法第四十三條の四に規定する重症心身障害児施設」を、「児童発達支援センター」に改め、同条第九号中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改める。

(活動火山対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十三条 活動火山対策特別措置法施行令(昭和三十二年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中、「同条第十三項」を、「同条第十二項」に改める。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十四条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和三十二年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を、「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第五号中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に、「同条第十六項」を、「同条第十五項」に改める。